

# 令和8年度 霧島市担い手経営発展等支援事業 (市独自事業)

## 事業の概要

※ 令和8年度予算成立前であり、内容が変更となる場合があります。

霧島市の認定農業者や認定新規就農者などの担い手農家のうち、国県補助事業の交付要件に該当しない農家に対し、経営の発展や安定、並びに農地の継続的な維持管理、遊休農地化の防止などの観点から、必要な農業用機械・施設導入等の資金を支援することにより、経営基盤の強化された農業者の確保・育成を図ります。(国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用)

## 対象者・交付要件

### 1 対象者 (補助率)

#### (1) 後継者育成支援型 (事業費の1/2以内) **上限 200万円**

- ① 認定新規就農者・55歳以下の認定農業者
- ② 55歳以下の後継者(家族経営協定締結済み)がいる認定農業者
- ③ 農業法人

#### (2) 担い手育成支援型 (事業費の1/3以内) **上限 200万円**

- ・ 後継者育成支援型の対象にならない認定農業者

#### (3) 農業者育成支援型 (事業費の1/2~1/3以内) **上限 100万円**

総収入額の50%以上が農業生産額かつ、農業経営耕地面積が一定規模以上ある者

- ① 規模要件【耕種部門】:生産額300万円以上かつ、概ね下記耕作面積以上  
(水稲複合:4ha、茶:2.5ha、路地野菜:2ha、施設野菜:0.3ha等)  
【畜産部門】:生産牛20頭以上
- ② 年齢要件 [55歳以下:事業費の1/2以内][56歳以上:事業費の1/3以内]

### 2 交付要件

下記の条件をいずれも満たす者

- (1) 霧島市に住所を有し、市税、農地賃借料等の滞納がない者
- (2) 左記対象者・交付要件を満たす者
- (3) 本市の農業政策に積極的に協力しようとする者
- (4) 過去に本事業を活用済みの場合、アンケートの未回答がない者

### 3 提出書類

- ① 応募申請書(第1号様式)
  - ② 事業計画書(第2号様式)
  - ③ 導入又は整備に要する経費の見積書
  - ④ 導入又は整備しようとする農業用機械、施設等の概要がわかる書類
  - ⑤ 市税等の滞納がないことを証明する書類
  - ⑥ その他市長が必要と認める書類
  - ⑦ 前年における農業収入を証明する書類(確定申告の写し等)
- ※ 耕作証明書(対象者(3)のみ提出)

## 対象施設等

### ○ 施設

ビニールハウス、ビニールハウス附属施設、トンネル施設、育苗施設、出荷施設 等  
堆肥舎、畜舎、畜舎付帯施設 等

### ○ 機械

トラクター、コンバイン、田植機、管理機、乗用型摘採機、畜産関係機械 等

## 応募期間・募集方法

### 【応募申請期間】

令和8年 4月 1日(水) ~ 4月 30日(木)

### 【募集方法】

「架け橋」にて募集、霧島市HPで周知

※予算枠を超える応募や、必要書類の不備、年度内に事業完了できないおそれがある場合など、状況により不採択となることがあります。ご了承ください。

### ☆ 問い合わせ先 ☆

霧島市役所 農政畜産課 農政第2グループ  
最寄りの総合支所 市民生活課